諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年7月29日(平成27年(行情)諮問第467号) 答申日:平成28年9月5日(平成28年度(行情)答申第276号)

事件名:「民間輸送力(船舶)の活用方法に関する検討調査 調査研究報告書」

の開示決定に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「「民間輸送力(船舶)の活用手法に関する検討調査」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、「民間輸送力(船舶)の活用方法に関する検討調査 調査研究報告書(2015年3月13日。防衛省・統合幕僚監部) (表紙及び目次)」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月13日付け防官文第7 899号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書 1 ないし 3 の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

この点については、諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠ぺいを 行っていることから、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」 という。)において直接確認することを求める。

(2)本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば、 その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり、これについて も組織共有文書に該当するので、その特定を求める。実際、諮問庁は、 過去に行った開示決定において、Word等で作成された、履歴情報を 含む電磁的記録を開示したことがある。

この点については、審査会において直接確認することを求める。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したも

のであるかの確認を求める。

(4)本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。諮問庁は、審査会から「諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」(平成22年度(行情)答申第75号)と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠ぺいする危険がある。この点については、審査会において直接確認することを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これに該当する行政文書として「民間輸送力(船舶)の活用方法に関する 検討調査 調査研究報告書(2015年3月13日。防衛省・統合幕僚監 部)」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条の規定を適用し、まず、平成27年5月13日付け防官文第7899号により、特定した行政文書の表紙及び目次(本件対象文書)について全部開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

- 2 異議申立人の主張について
- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分において「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また原処分において特定した電磁的記録以外に本件開示請求に該当する電磁的記録は保有していない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、上記(1)

のとおり原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において特定された本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、開示の実施は適切に行われている。

- (4) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示の判断を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。
- (5)以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

①平成27年7月29日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を収受

③同年9月7日 異議申立人から意見書1ないし3を収受

④平成28年8月8日 審議

⑤同年9月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、統合幕僚監部が発注した「民間輸送力(船舶)の活用 手法に関する検討調査」(以下「本件調査」という。)について、契約相 手方である部外業者が作成した調査研究報告書の表紙及び目次である。

異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めており、諮問庁は原処分を適当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書は、本件調査を受注した部外業者が作成し、紙及びPDFファイル形式の電磁的記録により統合幕僚監部に納入された報告書であり、防衛省において、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないと説明する。
- (2) そこで検討すると、本件対象文書について、PDFファイル形式以外 の電磁的記録を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に不自 然、不合理な点はなく、その他これを保有していることをうかがわせる 事情も存しないことから、防衛省において本件対象文書のPDFファイ ル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子